

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成21年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成22年3月18日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
 同 東 方 久 男  
 同 柿 沼 美 幸  
 同 村 石 正 郎

平成21年度定期監査報告〔普通会計〕

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指 導 事 項	処 理 状 況	課 所 名
収入事務 15件	1 収入未済額の解消に努力を要するもの		
	(1) 県税の収入未済額において、自動車税や不動産取得税などに縮減努力が認められるが、税源移譲により個人県民税が増えたため、総額が増加しているため、一層の努力を要する。	<p>県税の未収金の縮減に向け、徴収目標を設定し、年間を通じた差押処分強化やインターネットを利用した差押財産の公売実施など、厳正・的確な滞納処分に取り組んでいます。</p> <p>また、市町村が徴収を行う個人県民税については、県職員が市町村の併任職員となり市町村と協働して滞納整理を行う協定市町村の拡大に努めるとともに、個人住民税の特別徴収未実施事業者に対し、市町村と共同で文書、又は訪問により特別徴収の実施についての依頼を行ったところです。さらに、地方税法第48条による直接徴収を実施し、未収金の一層の縮減に努めています。</p>	税務課
	(2) 社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済の縮減努力が認められるが、引き続き縮減に努力されたい。	<p>収入未済の縮減については、督促状や履行催告書を送付し早期の納付を働きかけるとともに、滞納繰越となっている者については、電話による納入指導や個別訪問を行った。</p> <p>また、納付計画書の提出や分納により時効の中断を行うとともに、時効期間の5年を経過した場合には不納欠損処理を行った。</p> <p>心身障害者扶養共済加入者掛金については、3か月分以上掛金を滞納している者に対して、当該心身障害者扶養共済制度への継続加入の意思を早期に確認するとともに、納付計画書の提出を求め分割納入等の指導を行った。</p>	障害福祉課
(3) 児童福祉施設入所負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	<p>収入未済の縮減については、以下の対策を講じている。</p> <p>1 共通して取り組んでいる内容</p> <p>(1) 電話、通知による納入指導</p> <p>(2) 職員による自宅訪問</p> <p>(3) 原則口座振替による納入</p> <p>(4) 滞納整理状況表などによる管理</p> <p>2 児童福祉施設入所負担金</p> <p>(1) 入所時、面接時等に納入義務者へ説明を徹底</p> <p>(2) 本庁、児童相談所、福祉事務所が連携した効率的な負担金徴収システムの構築を検討</p> <p>3 児童扶養手当過払返納金</p>	こども・家庭福祉課	

	<p>(1) 現況届時における確認や年金部署との連携等の徹底による発生抑制</p> <p>(2) 悪質滞納者に対する、県庁職員による戸別訪問の実施や簡易裁判所による支払督促の実施</p> <p>4 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>(1) 貸付時、申請者及び保証人の所得確認、修学資金の貸付時は、児童への償還指導も徹底</p> <p>(2) 連帯債務者、連帯保証人へも償還開始3か月前の償還開始通知の送付等納入指導の徹底</p> <p>(3) 滞納の早期段階での滞納者や保証人に対する償還指導方法のマニュアル化</p> <p>(4) 収入目標額の設定（前年同月比+8%）</p> <p>(5) 県外滞納者へも戸別訪問を実施</p> <p>(6) 悪質滞納者に対する県庁職員による戸別訪問の実施や簡易裁判所による支払督促の実施</p> <p>(7) 長期化している債権は、債務者（連帯保証人や連帯債務者含む。）の状況を整理し、効率的な滞納整理を実施し、支払能力のない者については、納付の可否を判断し不納欠損を進める。</p>	
<p>(4) 看護職員修学資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	<p>債権の管理・回収を行うための長野県看護職員修学資金貸付金未収金回収マニュアルを平成21年3月に作成し、以下のとおり実効性のある未収金の整理に取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人別の債権額及び処理状況をデータベース化することによる迅速な債権管理</li> <li>2 督促状の送付</li> <li>3 督促状により納入しない者への履行催告書の送付</li> <li>4 連帯保証人への履行催告書の送付</li> <li>5 きめ細かな個別対応（電話連絡、返済計画の相談等）</li> </ol>	<p>医療政策課</p>
<p>(5) 不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。</p>	<p>不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金については、原因者に連帯債務として全額求償しており、電話等による督促や個別訪問などにより未収金の解消に努めている。</p> <p>引き続き、「捨て得は許さない」という観点から、全額返済に向け、電話等による督促や個別訪問、財産調査を行うなど、粘り強く取り組んでいく。</p>	<p>廃棄物監視指導課</p>
<p>(6) 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。</p>	<p>収入未済額が多い中小企業高度化資金貸付金の処理を優先的に進めており、平成19年度からは、中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザー制度」を活用し、債権回収の専門家であるサービサーに延滞債権の調査を業務委託して、平成22年度を目的に債権調査を進めている。</p> <p>さらに、平成20年度からは、未収金の処理を一層迅速・効率的に進めるため、債権調査を実施した債権等について、県</p>	<p>経営支援課</p>

	<p>単独事業により当該サービスに債権回収業務を委託しており、平成25年度を目途に引き続き債権回収を進めていく。</p> <p>収入未済額が比較的少ない中小企業設備近代化資金貸付金については、サービスによる高度化資金貸付金の債権管理・回収の実務、助言等を通じてノウハウ・知識の習得を図りながら、職員による債権調査・回収を進めていく。</p> <p>また、債権調査等の結果、回収が困難な債権については精査の上、不納欠損処理を行うなど収入未済の縮減を図っていく。</p>	
(7) 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	<p>定期的な督促を行い、引き続き償還を促していくとともに、費用対効果を慎重に見極めた上で、法的措置も検討する。</p> <p>また、債務者の状況により、債権放棄、不納欠損処理も検討していく。</p>	農村振興課
(8) 林業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。	<p>引き続き、各地方事務所及び事務委託機関の長野県森林組合連合会と連携し、債務者の状況に応じて、分割納入等の指導を行うなど文書及び電話等による催告並びに自宅等を訪問して滞納整理を行う。</p> <p>また、長期化した債権については、連帯保証人等へも履行請求を実施するとともに、現状では対象となる債権はないものの、今後、債務者の状況によっては、債権放棄、不納欠損処理も検討していく。</p>	信州の木振興課
(9) 県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	<p>県営住宅使用料等の収入未済の縮減を図るため、職員一人当たりの目標収納額を定め、効果的な取組事例を共有するなどして取り組んでいるほか、管理戸数の約57%を占める松本、長野地区については、管理代行者に対して目標収納率の達成状況に応じて委託料の一部を増減させる方式を導入しています。</p> <p>今後は、収入未済防止に向け、口座振替や生活保護世帯の代理納付による徴収を進めるほか、悪質な滞納者に対しては、引き続き、明渡訴訟の提起などの法的措置をとるとともに、今年度から、退去滞納家賃の一部の収納業務については専門の事業者へ委託するなど、更なる徴収の取組を強化してまいります。</p> <p>また、損害賠償金は退去者に係わるものが大半を占めるため、退去後の所在調査等を行い回収に努めるとともに、長期化し徴収不能と認められる場合は不納欠損処分を行うなど適正な管理を行います。</p>	住宅課
(10) 高等学校等奨学金貸付金、高等学校遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	<p>奨学金等返還金の収入未済につきましては、引き続き粘り強い折衝に努め、その縮減を図ってまいります。</p> <p>なお、12月を滞納整理強調月間と定め、県立高校各校と連携し滞納整理を実施しました。</p> <p>とりわけ、悪質な滞納者につきましては、支払督促の申し立てを行いましたところ、これまで誠意ある対応が無かった</p>	高校教育課

		者から、全額の納入や分割納入の確約があるなどの成果がありました。 また、昨年度導入した奨学金管理システムを十分活用し、債権の個別管理の強化と滞納者の実態に即した効果的な滞納整理を進めてまいります。	
	2 使用料の算定を誤っていたもの		
	小諸キャンパスにおける自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定において、設置される建物の評価額に100分の6.3を乗じて算定すべきところ、誤って100分の6を乗じて算定したため、1,306円少なく徴収していた。	徴収不足分については、雑入で6月5日付け調定決議を行い、6月15日に収納、6月16日に収入になりました。	農業大学校
	3 その他収入に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 滞納債権としての管理 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が運動団体を通じて個人へ貸付けた同和地区福祉資金は、平成13年度をもって新たな貸付を終了し、現在は滞納債権の督促・返還事務のみを行っています。平成20年度末現在38,944,000円が滞納となっています。当該資金は、県からの貸付金を原資としているため、県社協における滞納額は、県にとっても実質的な滞納債権です。 しかし、県と県社協の間では、毎年度、滞納相当額を4月1日に貸付け、翌年3月31日に全額返還を受ける短期貸付として処理しているため、年度末の貸付残高がなく、前述した実質的な滞納債権が県の決算上表示されない状況となっているので、財産管理上適切でないと考えます。 県社協と協議の上、貸付方法を見直すなど実態が明確となる財産管理に改善されたい。	福祉資金の県社協への原資貸付については、従来から短期貸付として処理を行っている。 指導のあった滞納債権が決算上表示されない点については今後検討していく。 なお、滞納債権の償還促進については、県社協と連携して引き続き回収に努める。	人権・男女共同参画課
	(2) 返還金の取扱い 社会福祉法人長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は県から交付された補助金を原資として介護福祉士養成施設の学生に対して修学資金を貸与していました。貸与を受けた学生は、卒業後1年以内に県内施設に就職し、一定期間就業すれば返還を免除されますが、この条件に該当しない場合は事業団へ返還することとされています。 新たな貸与は平成17年度をもって終了していますが、事業団は返還された金額から債権管理に係る事務費を控除した額を県へ返還しています。 県への返還金の取扱いについては、社会福祉事業団運営費等補助金交付要綱の様式に金額の算定方法があるものの、要綱条文には記載がないため明記するとともに、年度ごと今後の返還予定額を明確にし管理されたい。	事業団の「介護福祉士修学資金貸与事業」に要する経費に対する県補助金の交付に関し必要な事項を定めた「社会福祉事業団運営費等補助金交付要綱」中に、事業団が貸与者から返還を受けた返還金に係る県への納入の取扱い及び年度ごとの返還予定額の報告についての規定を新たに設け、収入管理を行うこととしました。	福祉政策課
	(3) 建物内に設置されている公衆電話について、NTTから委託手数料を得て収入手続を行っているが、通話料を保管する専用口座の預金利子を一般会計の雑入として収入すべきところ、専用口座で管理したまま手続をしていなかった。	指導を受けた利子につきましては、本来その都度収入とすべきでしたが、利子日を忘れて通帳に残したままにしていたため、平成21年度雑収入として、平成21年9月16日に収入としました。	総合リハビリテーションセンター
	(4) 入学時に徴収する学校徴収金のうち学級費を管理する預金通帳と届出印の保管について、別々の者が行うべきところ、同一人により行われていた。	学級費を管理する預金通帳と届出印の保管について、それぞれ別々の者が行うよう改善した。	白田高等学校
		昨年度末に通知した「私費会計の事務処理基準」により保管方法を指導しているところですが、今後も基準に従った処理を学校に徹底してまいります。	高校教育課
契約事務 7件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		
	「平成20年度県単治山事業第1号工事請負契約」（予定価格598,500円）は「緊急に修補する必要がある」として近接して施工中の工事業者と随意契約していたが、この際、予定価格の算定に当たって近接工事と合算調整して諸経費を算定	工事設計書審査チェックリストに項目を追加し、合算調整についての多重チェックが行われるよう改善した。	北信地方事務所 (林務課)

	すべきところ、これを誤ったため84,000円が過大となっていた。		
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 県営住宅における緊急修繕業者の選定について、「毎年同じ業者を選定している場合が多く、新規参加が困難な状況となっており、公正で公平な工事発注の観点から適切でない」との観点から公募制を採用したが、その際の応募要件として「過去に県営住宅の修繕工事を実施した実績があること。」を付したことは過度の制約であるので必要最小限のものとすべきであった。	今後は、緊急修繕業者の応募要件のうち「過去に県営住宅の修繕工事を実施した実績があること。」については削除するよう発注機関へ指示しました。	住宅課
	(2) 随意契約による「廃棄薬品収集運搬処分業務委託」(予定価格946,995円)及び「阿南支所庁舎清掃業務委託」(予定価格423,150円)について、請負人選定調書を作成していなかった。	チェック体制を十分機能させることにより、今後このようなことがないように、適正な事務処理に努めていく。	飯田保健福祉事務所
	3 見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		
	消防設備点検結果に基づく修繕「防火ダンパー取替修繕」(契約金額987,000円)他3件について、「不良箇所の状況を熟知している」等の理由により消防設備点検業者のみから見積書を徴取し随意契約していたが、「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」など財務規則第136条の2に規定される「1人の者から見積書を徴することができる」いずれの場合にも該当しないため複数の業者から見積書を徴する必要があった。	財務規則第136条の2第1項ただし書による「1人の者から見積書を徴することができる」規定については今後厳格に判断し、最も有利かつ確実な条件を備えた者を契約の相手方として選定するため、原則として2人以上の者から見積書を徴することとする。	松本地方事務所 (地域政策課)
	4 その他契約に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 一般競争入札により実施した「学内清掃業務委託」(契約金額3,622,500円)について、落札決定の日から5日以内に契約を締結していなかった。	落札決定の日から5日以内に契約を締結するように改善した。	短期大学
	(2) 随意契約により実施した分析装置の保守管理業務、庁舎管理業務など10件の委託契約について、採用決定の日から5日以内に契約を締結していなかった。	今後、間違いのない事務処理を行う。	環境保全研究所
	(3) 産業廃棄物処理業務の委託契約 随意契約により実施した「不燃物等産業廃棄物収集運搬処理業務委託」(契約金額184,296円)は特定家庭用機器再商品化法の対象となる洗濯機、冷蔵庫、テレビ(以下「家電製品3点」という。)を含む廃棄物の収集運搬及び処分業務を委託したものである。 この際、業者選定において選定した5者のうち1者は収集運搬の許可しか有していなかったこと、また、排出者である県が自ら行う必要のある家電製品3点にかかるリサイクル料金の支払まで含めて契約を締結していることなど、一連の事務処理が適切に行われていなかった。	今後は、関係法令を遵守して適正な事務処理を行います。	長野吉田高等学校
支出事務 18件	1 旅費の返納又は追給を要するもの		
	(1) 長野市から新見市、西条市への各出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより、それぞれ1,980円、2,040円が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費について、平成21年6月15日過年度返納金として納付した。	短期大学
	(2) 箕輪町から岡山市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用せず、また、新幹線と在来線特急の乗継割引を適用しなかったことにより3,680円が過払いとなっていた。	過払い分について、県に返納しました。	福祉大学校
	(3) 諏訪市から広島市、盛岡市への各出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより、それぞれ2,040円が過払いとなっていた。	過年度返納金(旅費)納付書により納入するとともに、同様な事項が生じないよう職員に周知徹底を図り、審査を入念に行います。	諏訪湖健康学園



(4) 松本市から別府市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,580円が過払いとなっていた。	7月9日に過払金を返納するとともに、全職員に対し「出張での経済的な経路」について周知徹底を図った。	工業技術総合センター 環境・情報部門
(5) 大阪市から福岡市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより3,760円(2名分)が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費について、返納の手続きを総務事務課に依頼した。 7月7日付けで納入通知が送付され7月13日及び7月21日に返納されたことを確認した。	大阪事務所 大阪観光情報センター
(6) 塩尻市から八代市、熊本市、東広島市への各出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより、それぞれ2,680円、2,600円、1,920円が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費については、平成22年1月19日までに該当者から全額返納された。	野菜花き試験場
(7) 上久堅小学校が1泊2日の日程で実施した東京方面への修学旅行引率にかかる旅費について、現に支払った夕食代を旅行雑費により支給したにもかかわらず、食卓料の夕食代相当額として1人当たり1,500円を重複支給していたため、4,500円(3名分)が過払いとなっていた。	平成21年7月14日に、7月31日を納期限とする調定処理を行い、7月21日に3名から全額(4,500円)返納された。	南信教育事務所
(8) 長野市、松本市から松江市への各出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより、それぞれ4,200円(2名分)、2,040円が過払いとなっていた。 また、長野市から広島市へ出張旅費についても同じ理由により2,100円が過払いとなっていた。	事務調査後、館内職員に往復割引運賃の取扱いについて周知徹底を図った。 また、過払いとなった旅費については総務事務課に納入通知書の発行を依頼し、7月23日までに返納されたことを確認した。	県立歴史館
(9) 岡谷市から松山市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,160円が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費について、返納の手続きを総務事務課に依頼した。 7月7日付けで納付書が送付され、7月16日に返納した。	岡谷工業高等学校
(10) 松本市から松山市へ出張旅費について、復路において新幹線と在来線特急の乗継割引を適用しなかったことにより1,610円が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費について、平成21年2月17日に戻入の手続を行った。	松本工業高等学校
(11) 宿泊したホテルにおいて教科研究のために参加した講座の内容をまとめる目的で借りたパソコンの使用料1,000円を立替払、旅行雑費から支出していた。	本指導事項については、パソコン使用料を雑費とするのは誤りであり、また、公用とは認められないため当該年度内に戻入処理した。	松本蟻ヶ崎高等学校
(12) 松本市から熊本市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,600円が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費について、戻入の手続きを行い、平成21年4月7日の返納を確認した。	豊科高等学校
(13) 安曇野市から熊本市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,680円が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費については、平成22年1月14日に返納した。	寿台養護学校
(14) 飯田市から島原市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,380円が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費については、平成21年7月8日に返納した。	飯田養護学校
2 工事請負費の執行が適切でないもの		
「平成19年度地域防災対策総合治山事業第3号工事請負契約」(請負金額32,256,000円)において、幅員3.0mの林道が流路を斜めに横断する設計としたため、ボックスカルバートを長さ15.0mに渡って改築していたが、橋梁形式との工法比較や周辺の地権者に協力を求めて林道線形を見直すなどの経済性を考慮した比較検討が行われていなかった。	今後の工法選定に当たっては、調査設計段階から、周辺の状況をよく把握したうえで、施工性、経済性等を総合的に検討して工法の決定を行ってまいります。	北安曇地方事務所 (林務課)